

阪南市開発指導要綱・同施工基準の一部改正について

- 令和8年4月1日より阪南市開発指導要綱・同施工基準の一部を次のとおり改正します。

- 主な改正点
 - ◎ 阪南市開発指導要綱
 - 宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことによる法律名称の変更。
 - 埋蔵文化財関係業務の機構改革に伴う届け出先等の変更。
 - 上水道に記載している根拠規定の変更。
 - し尿処理方式について、
公共下水道、合併処理浄化槽、集中浄化槽方式を原則とした。
 - 広報板の設置及び帰属について、ただし書きを見直した。
 - ◎ 施工基準
 - 道路築造技術基準
 - ・ 歩道幅員を2.0mとした。
 - ・ L型側溝の二次製品（歩道がある場合に限る）について、JIS規格の記載を削除。
 - 用排水技術基準
 - ・ 規格名の訂正及び規格名の詳細を削除。
 - ・ 公共下水道（雨水・汚水）におけるマンホールの管径別最大間隔を追加。
 - ・ 標準マンホールから馬てい形を削除。
 - ・ 副管施工を内副管とした。
 - 広報施設等設置基準
計画戸数別設置箇所数を見直した。

- 適用時期
令和8年4月1日以降、事前協議を受付けた開発事業が対象となります。

[問い合わせ先] 阪南市都市整備部都市整備課 TEL：072-489-4535（直通）